



News Release 福岡特区プロジェクト T208

平成 28 年 12 月 22 日 総務企画局企画調整部

福岡市政担当記者各位

スタートアップ法人減税〈市税〉をはじめます

~革新的な事業に挑戦する創業企業の法人市民税が軽減されます^へ



本日,『福岡市グローバル創業・雇用創出特区の推進に関する条例』が成立しました。 この条例は,福岡市が国に提案し,実現した国税の「スタートアップ法人減税」に併せ, 福岡市独自の市税の軽減措置として,法人市民税の法人税割を全額免除する制度を創設する ものです。

国家戦略特区における国税の軽減措置に併せた地方自治体独自の軽減措置は,日本初になります。

記

<福岡市法人市民税の軽減措置の内容>

・法人市民税(法人税割)が、最大5年間全額免除されます。

<主な要件>

- ・創業から5年未満の法人であること。(平成25年4月1日以後設立に限る)
- ・国家戦略特区の規制の特例措置等を活用するなど,一定の要件を満たす こと。
- ・以下の分野で革新的な事業を行う法人であること。

医療

国際

農業

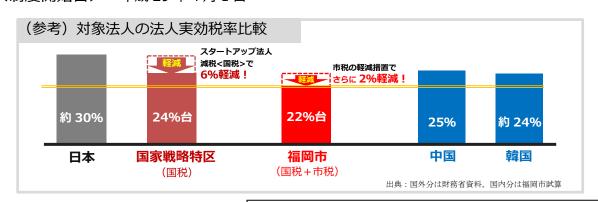
_{一定の} IoT

先進的な IT

※国税が対象とする4分野に、「先進的なIT」を加えるなど、制度の拡充を図っています。

・上記を含む制度の概要については、別紙をご参照ください。

<制度開始日> 平成29年4月1日



お問い合わせ先

総務企画局企画調整部 鷲頭(わしず), 森塚

電話:092-711-4958 (内線 1215)

スタートアップ法人減税〈市税〉の概要

1. 軽減税目

法人市民税(法人税割)

2. 軽減内容

平成30年3月31日までに福岡市長の指定を受けた法人について,法人設立から5年以内に限り,対象事業に係る所得の金額について,課税免除(全額免除)を行う。

3. 主な指定要件

- (1) 市内に本店又は主たる事務所を有すること。
- (2) 平成 25 年 4 月 1 日以後に設立されたものであること。
- (3) 主として福岡市特定事業(次の①から③のいずれにも該当)を実施するものであること。
 - ① 事業の実施にあたり、国家戦略特区に係る規制の特例措置等※が重要な役割を果たすこと。
 - ※国家戦略特区に係る規制の特例措置等の詳細については,内閣府地方創生推進事務局ホームページをご参照ください。

アドレス(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/)

② 次のaからeのいずれかに該当するものであること。

a 医療

高度な医療の提供に資する医療技術, 医療機器若しくは医薬品の 研究開発又はその成果 を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業

b 国際

経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業に係る国際的な 事業機会の創出その他当該産業に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業

c 農業

付加価値の高い農林水産物若しくは加工食品の効率的な生産若しくは輸出の促進を図る ために必要な高度な技術の研究開発又は当該技術の活用に関する事業

d 一定の IoT

インターネットその他の情報通信技術を活用し、物品による情報の収集、蓄積、解析又は 発信及び当該情報を活用した物品の自律的な作動を可能とするために必要な技術の研究 開発に関する事業又はその成果を活用した事業

e 先進的な IT

ソフトウェアの開発, 半導体製品の設計その他の電子計算機を用いて情報, 知識等の知的 資源を活用した製品開発を行う事業又はその成果を活用した事業(上記 a から d を除く。)

- ③ 新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業であること。
- (4) 常用雇用者(福岡市民)を雇用すること。

4. 制度開始日

平成 29 年 4 月 1 日